	制	度	名	多子世帯保育料軽減事業費補助	主管課名	子ども未来課 保育 G		
					問合せ先	029-301-3252		
	目的•趣旨			働きながら子育てをしていくうえで、保育料の負担が大きい世帯に対する 経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりを進める。				

〔対象団体〕 市町村

## [対象事業]

- ・対象者 (1) 第3子以降で3歳未満児(所得制限無し)
  - (2) 第2子で3歳未満児(国が定める利用者負担上限額基準の第4~5 階層世帯(世帯年収約360~640万円))
- ・助成内容 公立・私立認可保育所,認定こども園,地域型保育事業を行う認可保育 所の保育料を軽減する市町村に対しての助成 ※市町村が対象者(1)の保育料を無償化,(2)の保育料を全額負担 から半額へ軽減する場合
- ・その他 国の制度において、平成28年度から世帯年収約360万円未満について第2子は半額、第3子以降は無償化を実施また、世帯年収約360万円以上は同時入所の場合に限り適用

## 〔対象経費〕

保育料の助成に係る経費

## [経費負担割合]

(12)(7)(1-14)(1)											
区分	•	国	県	市町村	その他						
事業費補助		_	1/2	1/2	_						
〔31 年度当初予算額〕	〔31年度補助対象団体〕										
	571, 157 千円	平成 31 年 9 月頃決定予定									
〔供去〕	_										

〔備考〕